



資料 2

令和 5 年度かながわ人権施策推進指針取組状況報告 (概要版)

神奈川県福祉子どもみらい局共生推進本部室
神奈川県教育委員会教育局行政部行政課

かながわ人権施策推進指針（第2次改定版）



神奈川県

人権が
すべての
人に
保障される
地域社会の
実現を
めざして

かながわ人権施策推進指針（第2次改定版） ● 概要版

令和4年(2022年)3月
神奈川県・神奈川県教育委員会



ともに生きる
かながわ懇意会
KANAGAWA PREFERENCE FOR HUMAN RIGHTS

ともに生きる

指針の基本的な考え方

人権は、人間の尊厳に基づいて、すべての人が生まれながらに持っている権利であり、個人としての生存と自由を確保し、より幸福な人生を送るために欠くことのできない権利です。わが国においては、憲法で基本的人権として、侵すことのできない永久の権利として保障し、国民の不断の努力によって保持しなければならないとしています。この指針では、行政、県民、企業、NGO（非政府組織）、NPO（非営利組織）等の多様な主体とともに、人権がすべての人に保障される地域社会づくりを着実に進めるための方向性等を示すこととします。

指針の目標

人権がすべての人に保障される地域社会の実現をめざします。

基本理念

- 誰もが人権を侵害されることなく、個人として尊重される社会をめざします。
- 誰もが機会の平等を保障され、能力が発揮できる社会をめざします。
- 誰もが個性を尊重されるとともに、孤立したり、排除されることのない、人と人とのつながりを重視した、ともに生き、支え合う社会をめざします。

人権教育の推進

県民一人ひとりが、学校教育と社会教育を通して、人権尊重の理念についての正しい理解を深め、これを体得し、互いの多様性を認め合う人権が真に尊重される地域社会が実現するよう次の点を基本とする人権教育を総合的に推進します。

- 責任を自覚しつつ自分らしく生きることができる人の育成をめざす教育
- 人権感覚の育成をめざす教育
- 人権課題の認識を深める教育
- 生涯学習の視点に立った教育

学校教育

学校教育においては、幼児・児童・生徒がそれぞれの発達の段階に応じて、人権に関する基本的な理解を深め、人権尊重の意識を高めることにより、人権の大切さを共感的に受けとめる人権感覚を育む教育をすべての教育活動を通じて行うとともに、幼児・児童・生徒の人権に十分に配慮し、一人ひとりを大切にする教育を推進します。

社会教育

社会教育においては、生涯学習の視点に立って、社会教育関係団体等との連携を図りつつ、県民一人ひとりの主体性のもとに、人権が真に尊重される社会の実現をめざして、人権教育を推進します。

人権啓発の推進

人権尊重の理念についての理解を十分深め、様々な人権課題に対し、自分自身の問題として認識すること、また人権尊重の意識が態度や行動として日常生活の中に表れ、根づくことをめざし、あらゆる機会、あらゆる場を通じて、より効果的な啓発活動を推進します。

1

多様な啓発活動の展開

2

NGO・NPO等との協働・連携

3

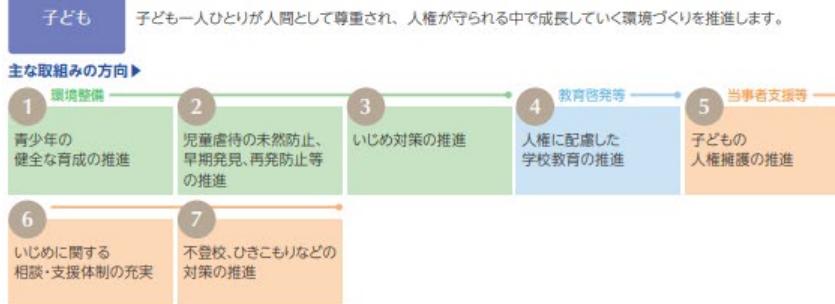
県民、企業等が行う啓発活動への支援

かながわ人権施策推進指針（第2次改定版）

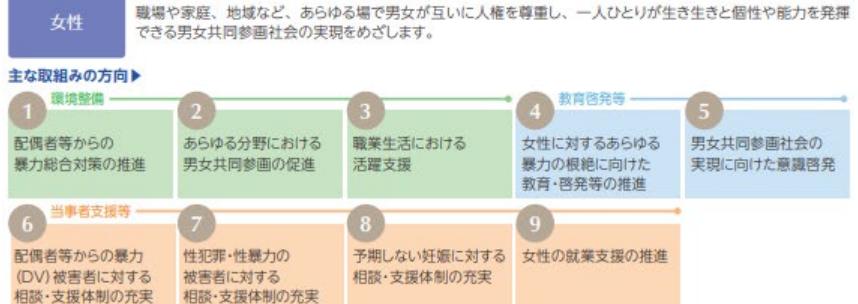
分野別施策の方向

人権課題の解決に向けては、この指針で示す基本理念にのっとり、各分野の個別法令や県の総合計画、個別計画等を踏まえて取組みを進めます。

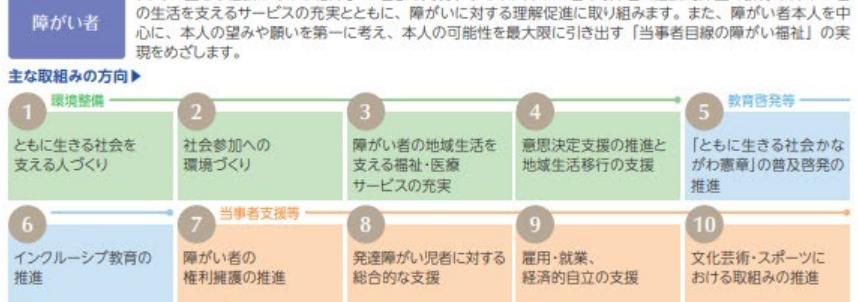
1 子ども



2 女性



3 障がい者



4 高齢者

高齢者が安心して、元気に、生き生きと暮らせる社会づくりの実現をめざします。

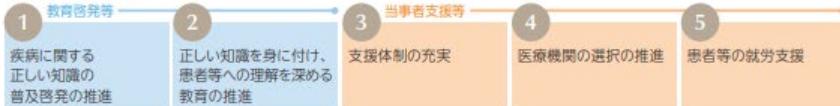
主な取組みの方向▶



5 疾病等にかかる人権課題

疾病等にかかる偏見や差別をなくすため、病気についての正しい知識の普及を推進し、患者等の立場に立って考えるなどの啓発に取り組むとともに、支援体制の充実に努めます。

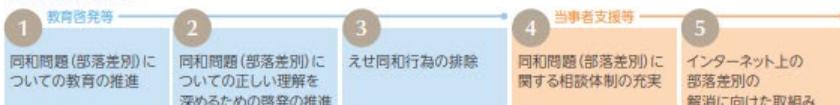
主な取組みの方向▶



6 同和問題(部落差別)

同和地区・被差別部落出身者等への偏見や差別は、現在もまだ存在しています。差別の解消に向けて、同和問題(部落差別)についての正しい理解と認識を深めることを目的とした啓発活動等を推進します。

主な取組みの方向▶



7 外国籍県民等

言語、宗教、習慣等への理解不足から生じた外国籍県民等への偏見により、様々な人権課題が生じています。多文化共生社会の実現のためには、一人ひとりが多様な文化や民族の違いを理解し、認め合うことが重要です。偏見を払しょくし、差別を解消するための啓発活動等を推進するとともに、文化や歴史に関する正しい理解と認識を深めるための学校教育や社会教育の実践に一層努めます。

主な取組みの方向▶



かながわ人権施策推進指針（第2次改定版）



目次

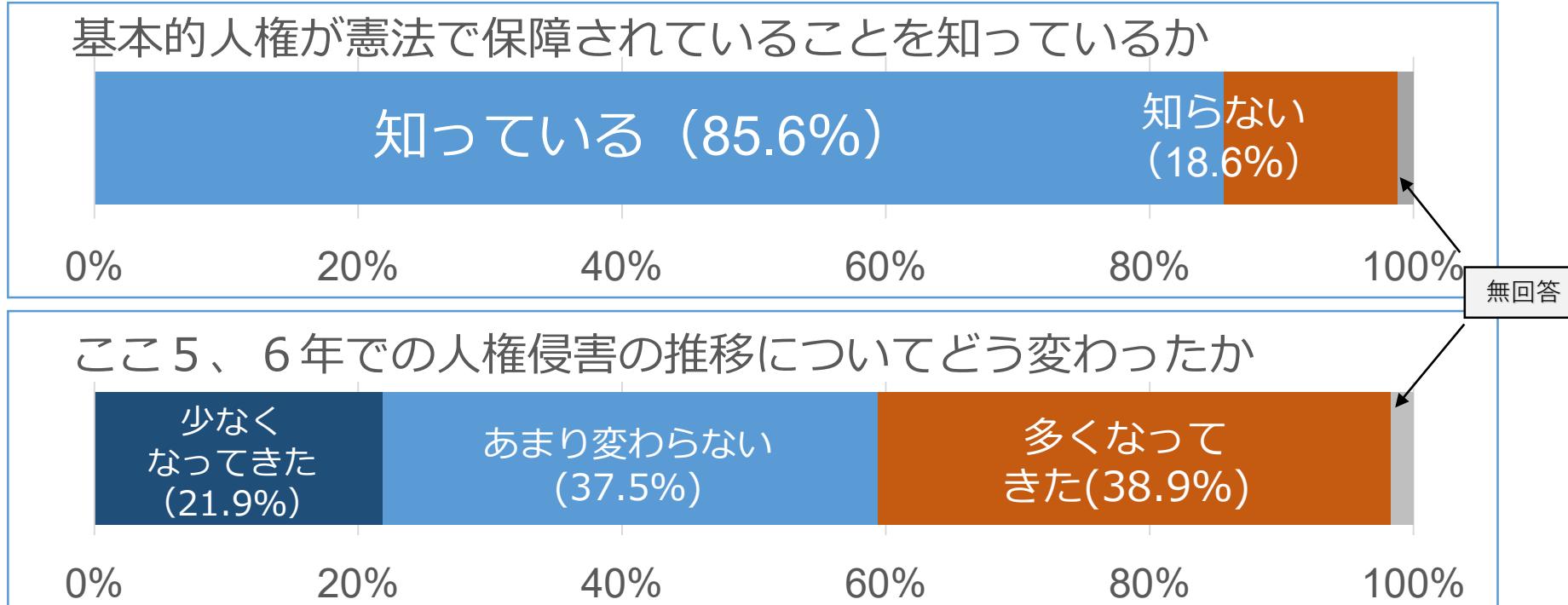
- 1 人権を取り巻く環境
- 2 目標の達成度
- 3 人権教育・人権啓発の取組状況
- 4 分野別施策の推進状況
- 5 推進体制

1 人権を取り巻く環境

(1) 国内における人権を取り巻く環境

ア 人権に関する意識

(引用元：R4内閣府「人権擁護に関する世論調査」)



【参考】令和5年人権侵犯事件新規救済手続開始件数（法務省）

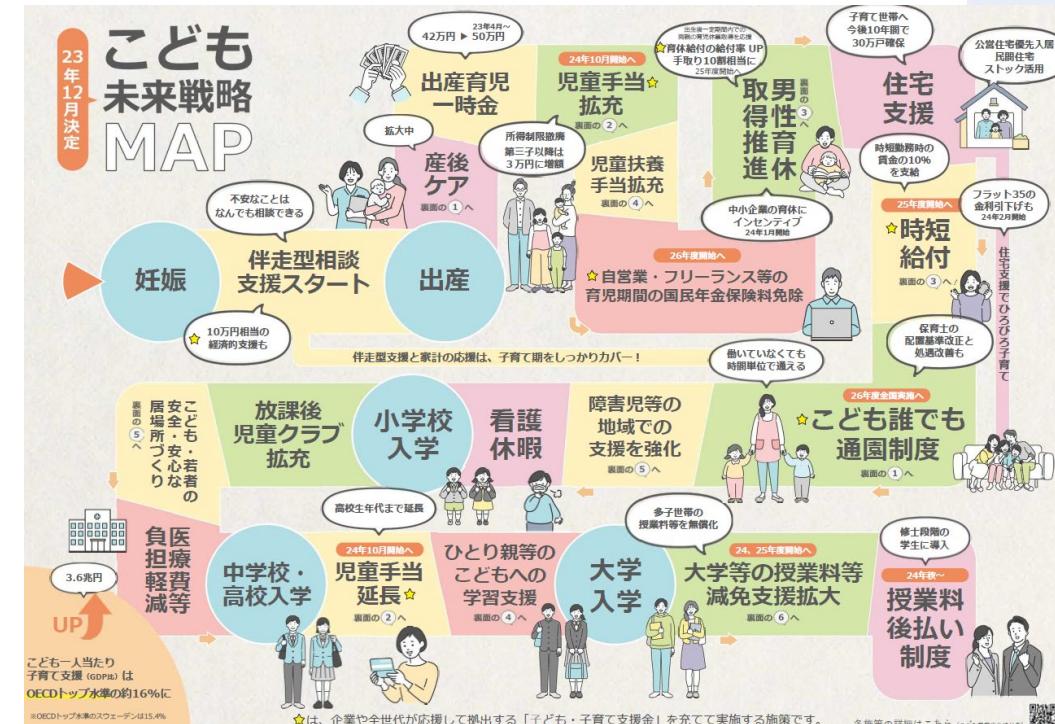
全国：8,962件（対前年比 1,103件（14.0%）増）

県内： 314件（対前年比 122件（38.9%）増）

イ 令和5年度の人権に関する主な動き

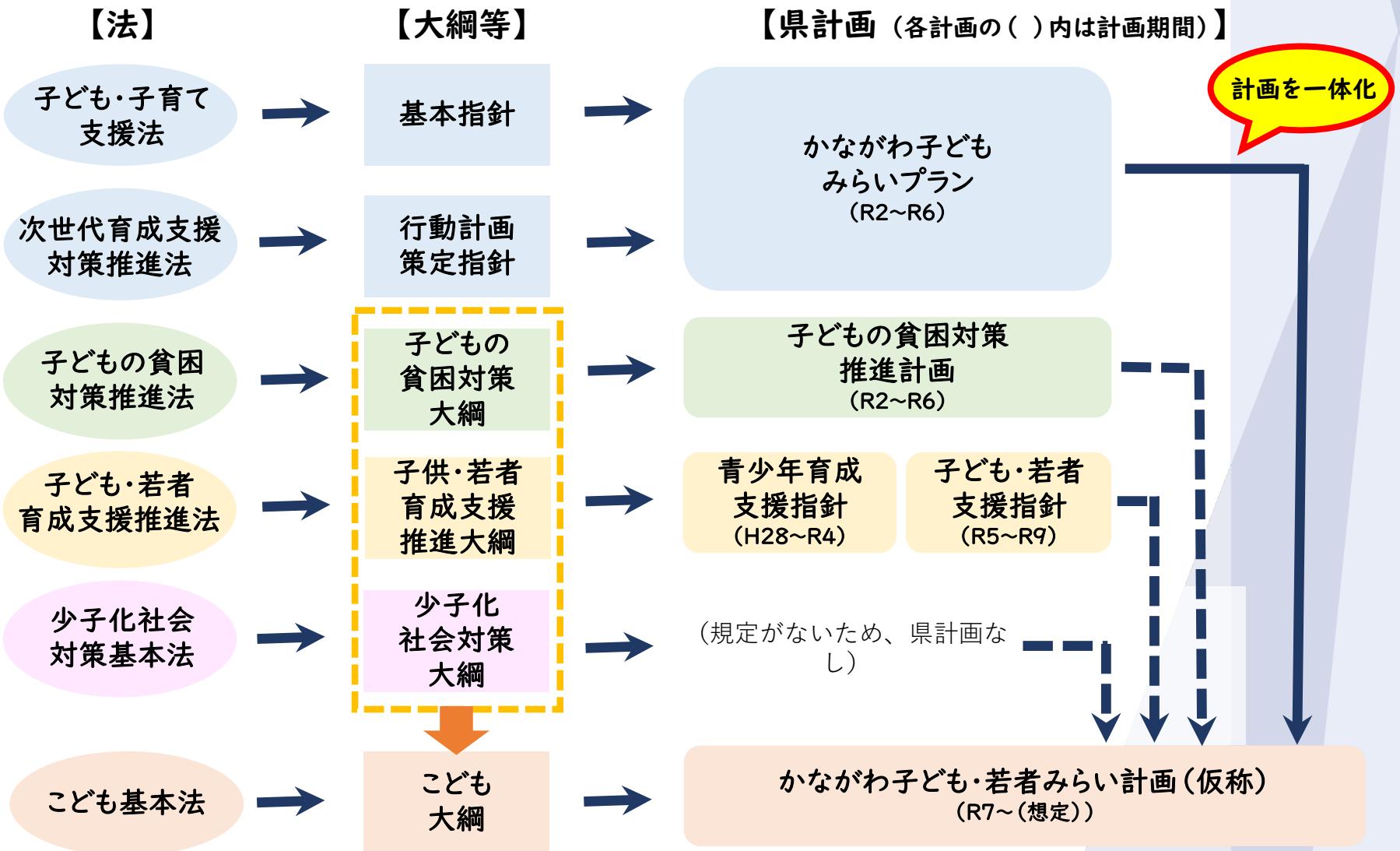
- こども大綱
- 子どもの居場所づくりに関する指針
- 幼児期までの子どもの育ちに係る基本的なビジョン
(はじめの100か月の育ちビジョン)

・全ての子ども・若者が精神的、社会的に幸福な生活を送ることができる社会「子どもまんなか社会」を目指す
(R5.12 閣議決定)



(2) 県内における人権を取り巻く環境

■ 県こども計画の策定



(2) 県内における人権を取り巻く環境

■ 性的マイノリティ関係

- ・パートナーシップ宣誓制度を全市町村で導入 (R5.7)

■ かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画

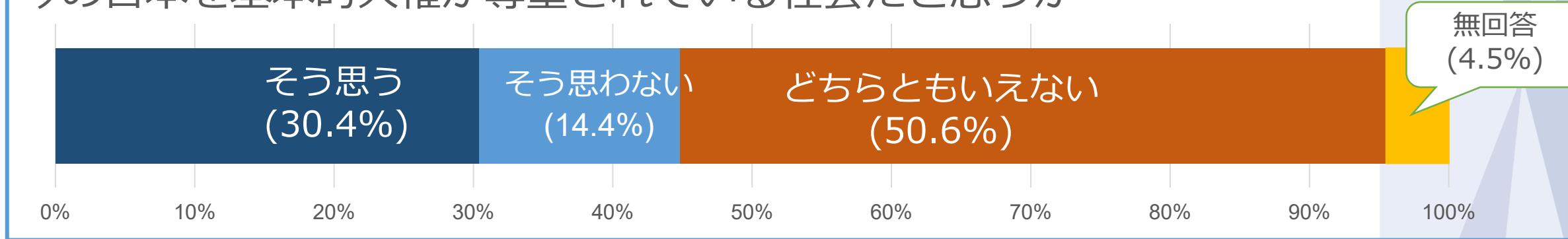
- ・困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画の策定と、かながわDV防止・被害者支援プランの改定と合わせて、新たな計画として策定 (R6.3)

■ 「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～に基づく基本計画」について

- ・神奈川全体で当事者目線の障害福祉に関する取り組みを総合的に、かつ計画的推進を図るために策定することとしている基本計画について、「障害者計画」や「障害福祉計画」など障害福祉に関する計画を包含し、一本化する形で作成 (R6.3)

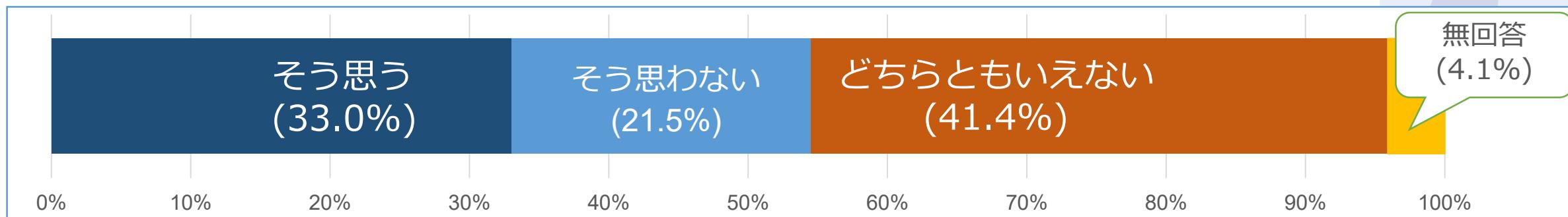
2 目標の達成度(令和5年度県民ニーズ調査 課題調査)

今の日本を基本的人権が尊重されている社会だと思うか



【参考】過去の調査結果

(令和4年度調査)



(令和3年度調査)



3 人権教育・人権啓発の取組状況

(1) 人権教育の取組状況

ア 研修会の開催

- ・県市町村人権教育行政関係者
- ・公立幼・小・中学校教員、県立学校校長・副校長・教頭・教員
- ・社会教育関係団体指導者

イ 学校・地域における人権教育の支援

- ・県内公立小・中・中等教育学校を対象に人権教育移動教室を実施
- ・人権教育研究校及び人権教育総合推進地域の指定
- ・人権教育関係の資料の整備
- ・啓発ポスター、チラシ等の作成

ウ 「いのちの授業」の推進

- ・県ホームページに各学校の取組状況を公開
- ・「いのちの授業」大賞作文等の募集・表彰
- ・「いのちの授業」概要版リーフレットの作成・配布

ア 研修会の開催

- ・人権教育指導者養成研修講座
全8回実施（うち公開講座として3回実施）、延べ271人参加
- ・県立学校人権教育研修講座
校長、副校長・教頭、人権教育担当者を対象に各1回実施
- ・県市町村人権教育担当者研修会
4回実施
- ・県立学校人権教育校内研修会の実施
県立学校166校（テーマ別16校、講話型69校、参加体験型41校、校内講師型38校、研究指定校2校）
- ・人権教育担当者会議（8回）、県市町村人権教育担当者研修会（4回）
生涯学習指導者研修における事業（延べ164人）
教育事務所人権教育研修講座（社会教育関係団体指導者を対象に4会場で開催）
- ・県立学校人権教育スキルアップ研修講座
全2回実施

イ 学校・地域における人権教育の支援

- ・人権教育移動教室 81回実施
- ・研究校：県立城郷高等学校、県立伊勢原支援学校等 計6校
- ・推進地域：三浦市
- ・県内公立学校に人権学習ワークシート集（小中学校編）を配付
- ・人権啓発ポスターの掲示、人権啓発冊子の配布



ウ 「いのちの授業」の取組（子ども教育支援課・高校教育課）

県教育委員会では、かながわ教育ビジョンが提唱する「**心ふれあうしなやかな 人づくり**」の理念に基づいた様々な実践を「いのちの授業」として広く周知し、「いのちの授業」を推進してきました。

- ・「いのちの授業」大賞作文等の募集・表彰
(優秀作品の筆者とその授業者を「いのちの授業」大賞として表彰)
- ・「いのちの授業」概要版リーフレットの作成・配布 (16,200部)



(2) 人権啓発の取組状況

<事業紹介① 共生推進本部室>

人権メッセージ展の開催 (※)

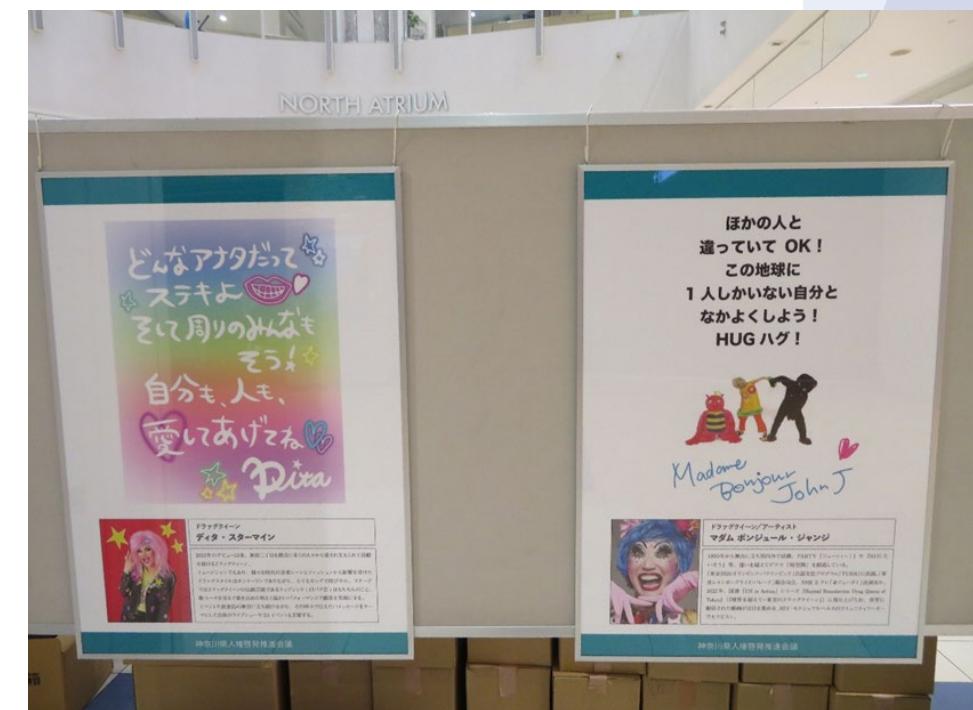
テラスモール湘南で開催 (R6.2)

- ・著名人等からの人権メッセージのパネル照会
- ・人権啓発のためのステージイベントの実施
- ・人権啓発物品とチラシの配布
- ・人権メッセージ集「たいせつな宝物」の作成



Kanagawa Prefectural Government

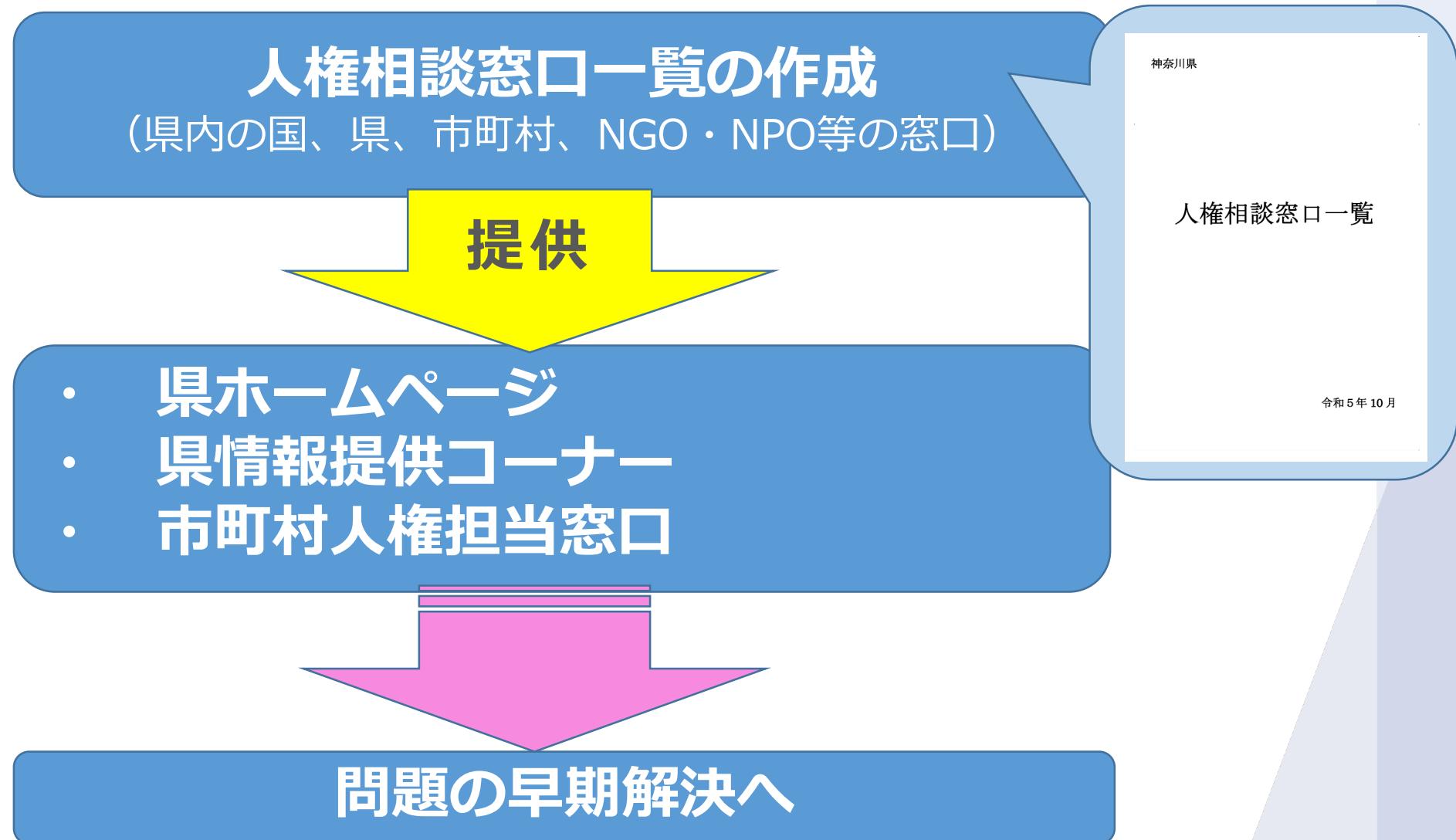
※神奈川県、市町村、横浜地方法務局、経済・労働・福祉団体等で構成する



「神奈川県人権啓発推進会議」主催

相談・支援体制

(1) 人権窓口の情報提供（共生推進本部室）



(2) 県の相談・支援体制の充実

<事業紹介 くらし安全交通課>

かながわ性犯罪・性暴力被害者 「かならいん」



・電話相談の実施（24時間365日）

令和5年度相談件数 2,571件
(うち男性・LGBTs対象相談件数 27件 ※)

※「男性及びLGBTs被害者のための専門相談ダイヤル」
(祝休日、年末年始を除く毎週火曜日 16時～20時、令和元年10月～)

・面接相談、医療機関の受診、カウンセリング、 法律相談、付添い支援等の直接支援の実施

令和5年度支援件数 205件

<事業紹介 共生推進本部室> 性的マイノリティに関する相談・交流事業

かながわSOGI派遣相談（派遣型個別専門相談）

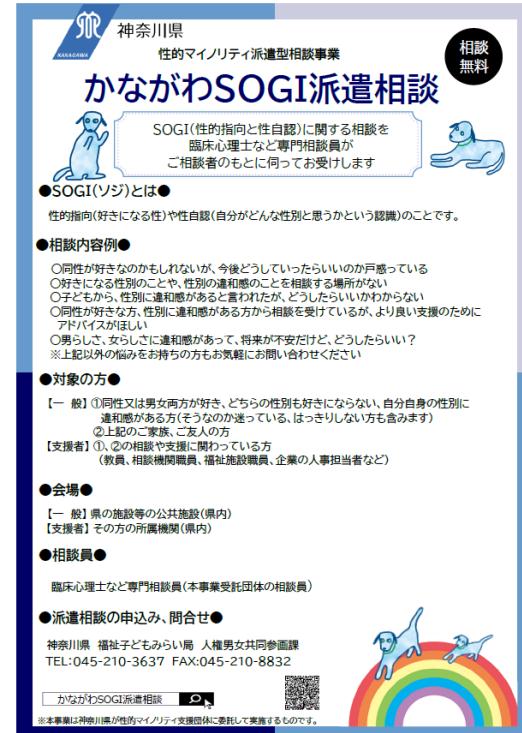
当事者またはその家族、支援者の要望に応じ、臨床心理士等の専門相談員を派遣（平成30年4月～）

令和5年度相談件数 36件

かながわ性的マイノリティ相談LINE（令和6年度開始）

かながわ にじいろ・ほっとスペース（当事者交流会）

29歳以下の性的マイノリティの方々と
そのご家族を対象に交流会を月1回開催
(平成30年5月～)
令和5年度交流人数の合計 41人



4 分野別施策の推進状況

(1) 子ども

子どもへの虐待、いじめが深刻な問題となっています。また、性非行や薬物乱用等の問題もあります。子ども一人ひとりが人間として尊重され、人権が守られる中で成長していく環境づくりを推進します。

<主な取組みの方向>

- 青少年の健全な育成の推進
- 人権に配慮した学校教育の推進
- 子どもの人権擁護の推進 等

＜事業紹介① 子ども家庭課・次世代育成課＞

児童虐待防止対策の総合的な推進

事業概要	開催回数等	参加人数
児童相談所における精神科医及び小児科医を交えた医学的評価、判断、助言、カウンセリング、医療相談等の実施	毎月定例 + 隨時実施	—
市町村、地域の子育て支援事業者を対象とした研修会の実施	年1回	120人
保育所への保育カウンセラー派遣(虐待が懸念される親子の支援に係る実地研修の実施)	22箇所	111人
乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業担当者会議・情報交換会の実施	年1回	42人

<事業紹介② 私学振興課・子ども教育支援課・学校支援課・少年育成課>

いじめ対策の推進

事業概要	開催回数等
いじめ問題対策研修会の実施	年1回（参加者42人）
私立中学高等学校いじめ・暴力行為問題対策連絡協議会の開催	年2回
かながわ子どもスマイル(SMILE)ウェーブ地域フォーラムの開催	参考 参集 3地区 オンライン 1地区 書面開催 1地区
いじめ対策に資する児童・生徒指導の充実	—
非行防止教室の開催によるいじめの未然防止	1,465回
いじめに関する相談の実施	1,331回

<事業紹介③ 青少年センター・青少年課>

「かながわ子ども・若者総合相談センター」

「神奈川県ひきこもり地域支援センター」相談等実施事業

電話、来所等の相談

相談件数 6,544件

(うち電話 2,702件、面接 430件、LINE 3,412件)

啓発事業、地域理解促進事業の実施

事業概要	開催回数等	参加人数
子ども・若者を理解するための講演会	1回	52人
地域理解促進のための講座	6団体	延べ256人
引きこもりを考える地域支援フォーラム	5回	延べ210人

ひきこもり支援サイトの運営

アクセス数 31,827件



<事業紹介④ 青少年課>

青少年保護育成条例に基づく青少年の健全な育成の推進

条例の周知・啓発の実施

- 社会環境健全化推進街頭キャンペーンの実施

場所 武蔵小杉駅JR北口 駅前広場

新横浜駅北口 ペデストリアンデッキ

参加者数 計90名（4回）

- 県内新中学1年生（現小学6年生）の保護者を対象に青少年のインターネット利用に係る啓発リーフレットの作成・配布（92,690部）

- 県内小学1年生・中学1年生の保護者を対象に条例の啓発チラシを作成・配布（209,350部）

保護者の皆さまへ

「買う前」「使い始め」が重要
お子さんのスマート利用を見守りましょう



「親が管理しなくても
適切な利用をするだろう」では、



※本ガイド（ソーシャルネットワーキングサービス）とは、LINE、Twitterなどインターネット上の連携サービスのことです。

神奈川県・神奈川県警察

啓発リーフレット

(2) 女性

夫、パートナー等からの暴力や性犯罪、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメントなど女性に対する暴力が社会問題となっており、被害は複雑化、多様化しています。また、就業の場における待遇の面での格差等の問題も存在しています。職場や家庭、地域など、あらゆる場で男女が互いに人権を尊重し、一人ひとりが生き生きと個性や能力を発揮できる男女共同参画社会の実現をめざします。

<主な取組みの方向>

- 配偶者等からの暴力総合対策の推進
- 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた教育・啓発等の推進
- 配偶者等からの暴力（DV）被害者に対する相談・支援体制の充実

等

<事業紹介① 共生推進本部室、かながわ男女共同参画センター 女性相談支援センター>

配偶者等からの暴力対策の推進

配偶者暴力相談支援センターによる支援

電話・面接相談件数 5,410件(うち被害者本人 4,270件)

一時保護件数 160件

「かながわDV相談LINE」による相談

相談件数 3,197件

県以外の配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数

年度	県所管	横浜市	川崎市	相模原市
3年度	4,270	1,091	456	181
4年度	4,100	964	624	175
5年度	4,205	1,025	738	152

<事業紹介② 健康増進課> 妊娠SOSかながわの実施

- ・予期しない妊娠や出産に関する悩みや不安を軽減するため、LINEや電話を活用した相談支援を実施。
- ・相談内容に応じて、アウトリーチを行い、相談員が直接お会いして相談に対応。自身での医療機関の受診が難しい場合には、産科医療機関への受診に相談員が付き添う。

【令和5年度取組実績】

LINE相談	1,068件
電話相談	313件
アウトリーチ	1件



<事業紹介③ かながわ男女共同参画センター>

かながわ女性の活躍応援団支援事業

「D & I かながわメンバーズ」に改組

これまでの「かながわ女性の活躍応援団」から、次なるステージとして、「ジェンダー平等社会の実現」を核として、すべての人が働きやすくなるダイバーシティ＆インクルージョン（D&I）を推進するため、「D & I かながわメンバーズ」に改組

- **D & I かながわメンバーズ会員の募集**

61企業・団体（令和6年5月23日現在）

- **D & I かながわメンバーズ会議**

実施回数 1回

出席者 会場18企業・団体 オンライン9企業・団体

(3) 障がい者

障がいのある人々は日常生活や社会生活を営むうえで、様々なバリアに直面しています。段差等の物理的なバリアのみならず差別や偏見などの目に見えないバリアも、障がい者の社会参画を制限する社会的障壁となっています。

また、平成28年には津久井やまゆり園事件が発生し、改めて障がい者への差別や偏見を解消する取組の重要性が認識されました。

県では「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念を実現するため、障がいに対する理解促進や障がい者本人を中心に、本人の望みや願いを第一に考え、本人の可能性を最大限に引き出す「当事者目線の障がい福祉」の実現をめざします。

<主な取組みの方向>

- ともに生きる社会を支える人づくり
- 「ともに生きる社会かながわ憲章」の普及啓発の推進
- 障がい者の権利擁護の推進 等

<事業紹介① 共生推進本部室> ともに生きる社会かながわ憲章の普及啓発

「ともに生きる社会かながわ推進週間」の集中的な広報

- ・県内全エリアの「タウンニュース」に広告・関連記事掲載
- ・市町村庁舎、施設、県内主要駅等でのポスター掲示、チラシ配布
(ポスター約1,000枚、チラシ約10,000枚、ポストカード5,000枚)

憲章普及の集中取組期間

- (「ともに生きる社会かながわ推進週間」から憲章策定日の10月14日、
障害者週間（令和5年12月3日～12月9日）)
・駅、各施設（医療機関、金融機関、商業施設等）、自治会掲示板等でのポスター掲示（約5,000枚）

ポータルサイトでの、イベント主催者と障害サービス事業所などのブース出展者のマッチング

- ・マッチング件数：15件

県、企業、団体、大学等との連携による憲章の理念の普及

- ・障害福祉サービス事業所と連携した憲章Tシャツの販売
- ・令和5年12月17日「共生社会実践セミナー」(大学連携) を県庁大会議場にて開催 (参加者85名)

あなたは、神奈川県の

けん しょう
憲章

を知っていますか？

答.

「ともに生きる」

「ともに生きる社会かながわ憲章」

- ・私たちは、あたかいいをもって、すべてのいのいちを大切にします
- ・私たちは、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現します
- ・私たちは、障がい者の社会への参画を妨げないあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除します
- ・私たちは、この憲章の実現に向けて、県民総ぐるみで取り組みます

県と県議会は、「ともに生きる社会の実現をめざし、この憲章を実現しています。 神奈川県 ときねまきる」

憲章啓発ポスター

<事業紹介② 共生推進本部室、障害福祉課>

当事者目線の障がい福祉の推進、障がい児者に対する支援

「当事者目線の権利擁護支援全国フォーラムin神奈川」を開催

- ・県と全国権利擁護ネットワークの両主催により令和6年2月3日、4日にパネルディスカッション等を実施。

2月3日 会場参加者数 236 オンライン配信視聴数 278

2月4日 会場参加者数 179 オンライン配信視聴数 179

意思決定支援の推進

- ・県内の障害者支援施設での意思決定支援を推進するため、神奈川県版意思決定支援ガイドラインを作成

意思決定支援実践研修事業費補助

- ・意思決定支援を実践する障害者支援施設に補助（16施設）

障害者施策審議会の開催

障害者当事者部会を設置し、障害者に係る施策等について

障害者当事者から広く意見を聴取

障がい者差別解消のための取組みの推進

- ・相談受付件数 83件 協議会の開催（1回） 庁内職員向け研修の実施（8回）



<事業紹介③ 雇用労政課・産業人材課>

障がい者の雇用と職場定着の促進

企業等への支援・普及啓発

- ・中小企業への個別訪問や出前講座の実施
(個別訪問：873社、出前講座：41回)
- ・障害者雇用促進に向けたフォーラム(回数：1回、参加人数：399人)
- ・企業交流会(回数：5回、参加者数150人)
- ・精神障がい者雇用・職場定着支援セミナー
(回数：2回、参加者数：177人)
- ・精神障害者職場指導員設置補助金(交付事業者：13事業者)
- ・障がい者就労支援力向上研修(回数：8回、参加者数：396人)

職業能力の開発

事業名称	期間(コース数)等	受講者数
障害者職業能力開発事業	1年(6コース)	51人
	6ヶ月(2コース)	23人
	在職者訓練(5講座)	37人
障害者職業能力開発委託事業	1年(3コース)	28人
障害者就職促進委託訓練事業	1~3ヶ月(37コース)	96人

(4) 高齢者

令和7年には県民のおよそ4人に1人が、また、「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる令和22年（2040年）には3人に1人が高齢者となります。高齢者が住み慣れた地域において、できるだけ健康で自立して生活することができるよう、高齢者が安心して、元気に、いきいきと暮らせる社会づくりの実現をめざします。

<主な取組みの方向>

- 地域包括ケアの推進による地域共生の社会づくり
- 高齢者への理解を深める教育の推進
- 高齢者の尊厳を支える取組みの推進安全・安心な地域づくり 等

<事業紹介 高齢福祉課>

認知症に係る適切なケアの推進、支援等

かながわ認知症コールセンターの運営

相談件数 1,027件

認知症サポーター養成研修の開催

計1,582回実施

認知症等行方不明SOSネットワークの運営

訪問指導の実施 (73回)

認知症介護に関する研修の開催



認知症の人と家族
を支えるマーク

研修等名称	実施回数	修了者数
認知症介護基礎研修	オンライン化	3,717人
認知症実践者研修	5回	314人
認知症介護実践リーダー研修	2回	75人

(5) 疾病等にかかる人権課題

病気についての知識の不足や誤解からエイズ患者・HIV感染者やハンセン病患者・元患者、がん患者、難病患者、肝炎患者等の疾病患者やその関係者に偏見を持つ人がいます。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大とともに、患者やその家族だけでなく、最前線で感染症対策に従事する医療・介護・福祉従事者等に対する不当な扱いや嫌がらせ、誹謗中傷といった様々な問題が顕在化しました。

こうした疾病等に関する偏見や差別をなくすため、病気についての正しい知識の普及を推進し、患者等の立場に立って考えるなどの啓発に取り組むとともに、支援体制の充実に努めます。

<主な取組みの方向>

- 疾病に関する正しい知識の普及啓発の推進
- 支援体制の充実 等

＜事業紹介 健康危機・感染症対策本部室、総合教育センター＞

エイズ予防に関する普及啓発・(旧 医療危機対策本部室)

エイズ患者等に対する支援体制の充実

普及啓発の推進

- ・かながわレッドリボン賞表彰式の開催
- ・青少年エイズ・性感染症予防講演会の開催（37回、延べ5,252人参加）
- ・保健福祉事務所を中心としたシンポジウムの開催（1回、3,067人参加）

支援体制の充実

- ・保健福祉事務所及びHIV即日検査センターによるエイズ検査の実施
- ・神奈川県中核拠点病院との連携によるエイズ治療拠点病院等連絡協議会・研修会等の開催（3回、157人参加）
- ・エイズカウンセリング研修の開催（1回、9名参加）
- ・エイズ専門研修の開催（1回、5名参加）
- ・症例研究会の開催（3回、延べ76人参加）
- ・性に関する指導・エイズ教育に関する研修講座オンライン実施（86名受講）
(受講対象者 小・中・高・中等教育・特別支援学校の総括教諭、教諭、養護教諭)

(6) 同和問題

同和地区・被差別部落等への偏見や差別意識は、現在もまだ存在しています。近年は、インターネットの匿名性を悪用した差別情報の掲載等の問題など、情報化の進展によって、状況は大きく変化しています。こうした差別を解消するためには、県民一人ひとりが同和問題について正しく理解し、「部落差別は許されないものである」という認識をもつことが重要です。

そこで差別解消に向けて、正しい知識と認識を深めることを目的とした啓発活動等を推進します。

また、これまでの同和教育の成果を踏まえ、同和問題に関する正しい理解に立って偏見や差別に立ち向かう力を育てるとともに、児童・生徒の自主性を尊重した学校教育や地域における社会教育の実践に一層努めます。

<主な取組みの方向性>

- 同和問題についての教育の推進
- 同和問題に関する相談体制の充実 等

<事業紹介 共生推進本部室、行政課> 人権尊重意識の啓発及び支援体制の充実

同和問題をテーマにした県立学校人権教育校内研修会の実施

講話型研修会を実施（県立学校 6 校）

えせ同和行為に対する基礎知識等の啓発

県の全所属に対して、えせ同和行為の概要及び
対応について共有

市町村窓口職員等への研修の開催

同和問題についての正しい知識や理解を深める
⇒ オンライン研修を実施。

相談事業への支援

神奈川県地域相談連絡協議会が行う
生活、経営、教育など各分野における相談活動への支援



えせ同和行為リーフレット

(7) 外国籍県民等

言語、宗教、習慣等への理解不足から生じた外国籍県民への偏見により、様々な人権問題が生じています。多文化共生社会の実現のためには、一人ひとりが多様な文化や民族の違いを理解し、認め合うことが重要です。

しかし、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆる「ヘイトスピーチ」が近年大きな社会問題となっています。

ヘイトスピーチの解消に向けては、県民一人ひとりが「ヘイトスピーチを許さない」という認識を持つことが重要です。偏見を払拭して差別を解消する啓発活動等を推進するとともに、文化や歴史に関する正しい理解と認識を深めるための学校教育や社会教育の実践に一層努めます。

<主な取組みの方向>

- 多文化共生・多文化理解の促進
- 多文化理解を深める教育の推進
- 多言語による情報の提供や相談機能の充実 等

<事業紹介 共生推進本部室> ヘイトスピーチ対策の取組

湘南ベルマーレと連携した啓発活動

ホームゲームにおける啓発活動の実施（人権啓発ブース出展、広告掲載等）

人権週間におけるイベント開催

かながわハートフルフェスタ（令和5年12月9日）

人権メッセージ展（令和6年2月6日）

WEB広告による啓発活動（令和4年12月1日～3月17日）

リスティング広告（Google及びYahoo!JAPAN）

表示回数 3,529,108回／クリック数 23,551回

差別的言動の抑止に係る実効的な取組

インターネットモニタリングの実施件数 同和 77件 ヘイト 661件

うち法務局への削除依頼件数 同和 19件 ヘイト 51件

弁護士による専門相談の実施 ヘイト4件

<事業紹介 国際課>

外国籍県民の生活にかかわる総合的な支援

外国籍県民居住支援システム事業

- ・外国人居住支援ネットワーク運営協議会の開催（1回）
- ・外国人すまいサポート店の登録（190店）
- ・外国人居住支援研修の実施（20回、34人参加）
- ・外国人の居住支援のためのパンフレット翻訳作成・配布（12言語、6,000部）

外国籍県民医療通訳派遣システム事業

- ・通訳派遣件数 5,068件
- ・通訳スタッフ、コーディネーター研修の実施等

多言語支援センターかながわ運営事業

- ・コールセンター「多言語支援センターかながわ」
問合せ件数数 22,983件
- ・一般通訳紹介件数 580件
- ・通訳者が不足している言語の通訳者雇用・育成
(タガログ語 4名、ベトナム語 4名)
- ・外国籍県民支援人材育成研修の実施（6回）

<事業紹介 雇用労政課>

外国人労働相談の実施

- ・かながわ労働センター本所及び県央支所に専門相談員と通訳を配置し、労働相談を実施
【対応言語】
 - 本所：スペイン語・ベトナム語・中国語
 - 県央支所：ポルトガル語・スペイン語
- ・相談件数 463件

「ワーカーズ・コンシェルジュ」の運営（令和5年8月開始）

- ・多岐にわたる生活面の課題に係る相談や困りごと、外国人労働者を雇用したい企業からの相談をワンストップで受付
【対応言語】
 - やさしい日本語、中国語、ベトナム語、インドネシア語、タガログ語、英語、ネパール語（令和5年度時点）
- ・令和5年度相談件数 7件

(8) 貧困等にかかる人権課題

混迷する社会経済情勢を背景に、職につけない方や、非正規雇用労働者をはじめ、不安定な就労状況にある方が増加しています。

ネットカフェ等で寝泊まりするなど住居喪失状態に陥ったり、世帯の貧困が子どもの教育に影響し、次世代に渡って連鎖したり、高齢者の貧困、男性より女性が貧困に陥りやすい環境にあること、母子家庭の多くが低所得層にあることなども指摘されています。

加えてホームレスとなることを余儀なくされた方への偏見から、地域社会から排除される人権問題も発生しています。

こうした複合的な人権問題解消に向けて、各種支援制度や相談窓口等の周知を図り適切な支援につなげ、人権擁護のための教育・啓発活動を推進します。

<主な取組みの方向>

- 子どもの貧困に対する連携体制
- 生活困窮者やホームレスの人権擁護のための教育・啓発活動の推進
- 貧困に悩む方に対する支援等の推進 等

<事業紹介 生活援護課、雇用労政課>

生活困窮者自立相談支援事業

「生活困窮者自立支援法」に基づき、県内町村の生活上の困難に直面されている方に対し、地域において自立した生活が行われるよう、自立相談支援を実施

- ・令和5年度新規相談受付件数 444件

非正規労働者、若年労働者等の雇用管理改善の促進

- ・かながわ労働センター（本所）及び3支所（川崎・県央・湘南）における労働相談事業
非正規労働者からの労働相談件数 4,072件
特別労働相談会（弁護士・カウンセラー相談の実施（8回実施、相談件数 23件）
- ・非正規労働者等の労務管理について助言・啓発
中小企業労働環境改善個別訪問 394件

<事業紹介 子ども家庭課>

ひとり親等家庭への支援の充実

就業支援（母子家庭等就業・自立支援センター）

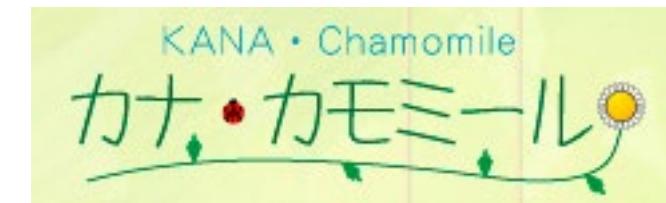
- ・就業支援講座等の実施
パソコン基礎講座（41日間、参加人数 327人）
- ・就業相談員の配置（23人）

経済的支援

- ・ひとり親家庭等医療費助成事業（33市町村）
- ・母子父子寡婦福祉資金の貸付（修学資金等 321件）

各種支援策の周知・情報提供

- ・リーフレット「ひとり親家庭のみなさんへ」作成・配布
各市町村ひとり親家庭福祉主管課等から配布（10,000部）
- ・ひとり親家庭・総合支援情報サイト
「カナ・カモミール」での情報提供



(9) 犯罪被害者等

犯罪等に巻き込まれた被害者やその家族・遺族の方々は、生命を奪われ、家族を失い、傷害を負い、財産を奪われるといった、犯罪等による直接的な被害だけではなく、周囲の無理解による言動等による精神的被害など、二次被害にも苦しんでいます。

犯罪被害者等の受けた被害の早期回復・軽減を図るとともに、犯罪被害者等を県民全体で支える地域社会の実現をめざします。

<主な取組みの方向>

- 犯罪被害者等への総合的支援体制の整備
- 犯罪被害者等への理解を促すための啓発活動の推進
- 犯罪被害者等への途切れることのない支援の実施
等

<事業紹介 <暮らし安全交通課>

「かながわ犯罪被害者サポートステーション」による総合的な支援の推進

犯罪被害者等からの相談受付

相談件数 1,291件

(内訳) 電話・面接 975件、FAX・メール等 316件

犯罪被害者等が必要とする支援の実施

支援件数 777件

(内訳)

法律支援 162件

直接支援 456件

カウンセリング 158件

一時的な住居の提供等 1件

犯罪の被害にあわれた方へ

ひとりで悩んでいませんか？

犯罪の被害にあったことを打ち明けられない方

犯罪の被害から受けたこころの傷が癒えない方

私たちにご相談ください



(10) 北朝鮮当局によって拉致された被害者等

北朝鮮当局による日本人拉致は、わが国に対する主権侵害であるとともに重大な人権侵害です。地域でともに暮らす在日朝鮮人の方々の人権にも配慮しながら、拉致問題の一日も早い解決に向けて啓発活動などを推進します。

<主な取組みの方向性>

- 拉致問題の啓発の推進
- 拉致問題への理解と関心を深める教育の推進

<事業紹介 国際課、行政課> 拉致問題の風化防止と県民の理解促進

神奈川県ゆかりの特定失踪者等パネル展示の実施

県内全33市町村にて47箇所で実施

「めぐみさんと家族の写真展」の開催

(12月10日) 来場数 約4,300人

映画「めぐみ—引き裂かれた家族の30年」等上映会の開催

(計5回) 来場数 計647人 YouTube再生回数 計1,622回

啓発DVD等の活用促進、人権教育資料の整備

- ・人権教育資料、啓発視聴覚教材(アニメ「めぐみ」、映画「めぐみ」、「DVD『ただいま』の声を聞くために」等) の活用に係る県立学校等への周知
- ・特定失踪者等パネル展示を県立学校6校と1イベントで実施

(11) 性的マイノリティ

性的マイノリティとは、性的指向が同性（あるいは両性）に向いている、またはいずれの性別にも性的指向が向かない、からだの性と性自認が異なるなど、様々な性のあり方において少数の立場とされる方々のことです。

近年、性の多様性に関する理解が促進されつつありますが、依然として周囲の無理解や偏見により、性的マイノリティの方々は、様々な悩みや苦しみを抱えることがあります。様々な性のあり方について理解を深めることで、職場や学校をはじめ、あらゆる場面において性の多様性が尊重され、誰もが自分らしく生きられる社会の実現を目指します。

<主な取組みの方向性>

- 性の多様性を尊重する社会づくりに向けた連携体制の構築
 - 性の多様性に関する啓発の推進
 - 相談支援体制の充実
- 等

<事業紹介 共生推進本部室> 性的マイノリティに関する研修等の開催

児童福祉施設等職員向け研修

2回開催

企業及び団体向け研修「職場とLGBT」

経営者及び人事担当者等を対象とする集合研修

参加人数 30人

性的マイノリティ講師派遣事業

企業、学校等の希望に応じて研修講師を隨時派遣

10回実施 参加人数計968人

性的マイノリティ市町村連絡会議

オンライン開催（年1回）

(12) インターネットによる人権侵害

インターネット普及で情報収集・発信やコミュニケーションの利便性が大きく向上しました。さらに、スマートフォン等の機器の普及に伴いSNSや動画共有サイト等の利用者も近年急増しています。しかし、誹謗中傷や差別を助長する書き込み、個人情報の無断公開など、悪用する事例も多く発生しています。さらにフェイクニュースをうのみにした安易な拡散・投稿など意図せず加害者になるケースも多く生じており、インターネットやSNSの利用にあたっては、その特性を正しく理解することが重要です。

インターネットを利用しない方との情報格差の発生に留意しつつ、関係機関と連携して、教育や啓発、誹謗中傷に苦しんでいる方への支援等を実施することで、誰もが人権を侵されることなく、個人として尊重される社会をめざします。

＜主な取組みの方向性＞

- インターネットの適切な利用等に関する啓発の推進
- インターネットによる誹謗中傷等に関する相談・支援体制の充実

<事業紹介 共生推進本部室、県警少年育成課>

インターネット上の誹謗中傷対応

- ・神奈川県弁護士会と連携して、インターネット上の誹謗中傷に苦しんでいる方を対象とした弁護士による専門相談を実施

月1回定期相談を実施（受付件数 22件、実施件数18件）

- ・インターネット上の誹謗中傷の書き込み等について法務局に削除依頼

報告件数 同和 77件 ヘイト 661件

うち法務局への削除依頼件数 同和 19件 ヘイト 51件

削除が確認できた件数 同和 2件 ヘイト 14件

- ・県から直接プロバイダへ、インターネット上の誹謗中傷の書き込み等について削除依頼

削除依頼件数 33件 削除確認できた件数 14件 （令和6年3月開始）

- ・インターネット利用による少年サポート活動の指定員として指定された少年補導員が、サイバーパトロールを実施

サイバーボランティア 4人

活動日数 延べ293日（活動時間 約357時間） 通報件数 2,870件

(13) 様々な人権課題

ここまで取り上げた分野以外にも、様々な人権課題があります。

これらの問題においても、指針の趣旨に従って、関係機関、NGO・NPO等と協働・連携してそれぞれの状況に応じた取組みを行います。

<人権課題の例>

- ・ アイヌ民族への人権課題
- ・ 災害発生時の人権課題
- ・ ケアラー（ヤングケアラー）の人権課題
- ・ 孤独・孤立による人権課題の深刻化

＜事業紹介 高齢福祉課＞ ケアラー・ヤングケアラーへの支援

ケアラー支援専門員配置事業

- ・ケアラー支援専門員が講師として登壇した研修会 25回
- ・支援制度や福祉サービス等に関する情報提供 41件
- ・ヤングケアラー等の支援に係るコーディネート 13件

ケアラー居場所づくり支援事業

- ・ケアラーズカフェの新たな設置等に係る経費補助 3カ所

ケアラーコールセンター事業

相談件数

L I N E 263件

電話 52件

5 推進体制

(1) 会議体

- ・神奈川県人権啓発推進会議
- ・かながわ人権政策推進懇話会
- ・神奈川県共生推進本部

(2) 職員向け人権研修の実施

- ・県庁内各所属の人権施策推進主任者兼研修指導者向け研修の実施
- ・職務内容に応じた人権研修の実施（全所属）

参考 県民ニーズ調査（課題調査）

各数値は (%)

インターネットでの人権侵害を防ぐために、特に力を入れて取り組む必要があると思うことは何ですか。 (○は3つまで)			R5回答	H30回答
1	違法な情報発信に対する監視や取締りを強化する		67.9	65.8
2	プロバイダ（インターネット接続業者）などに人権を侵害する情報の削除を求める		58.1	51.1
3	インターネットで人権侵害を受けた人のための相談体制を整備する		43.3	29.2
4	インターネットの利用者やプロバイダに、プライバシーや名誉に関する正しい理解を広める		36.9	35.9
5	その他		2.5	1.8
6	特にない・分からぬ		8.1	11.0

県内での、同和地区出身者に対する差別についてどう思いますか。 (○は1つ)			R5回答	H30回答
1	実際に見聞きしたことがあるし、今もあると思う		9.2	12.7
2	実際に見聞きしたことがあるが、今ではないと思う		7.8	10.2
3	実際に見聞きしたことはないが、今もあると思う		35.6	30.8
4	実際に見聞きしたことないし、今ではないと思う		17.9	17.5
5	分からぬ		26.2	25.8

もし、あなたにお子さんがいて、そのお子さんの結婚する相手が同和地区出身者であると分かつたら、どうしますか。 (○は1つ)			R5回答	H30回答
1	結婚相手の出自（家柄）にはこだわらない		27.4	25.4
2	子どもの意思を尊重して結婚を認める		43.7	39.3
3	親としては反対するが、子どもの意思が強ければ結婚を認める		18.8	22.2
4	家族や親戚の反対があれば、結婚を認めない		2.1	3.4
5	絶対に結婚を認めない		2.2	2.6

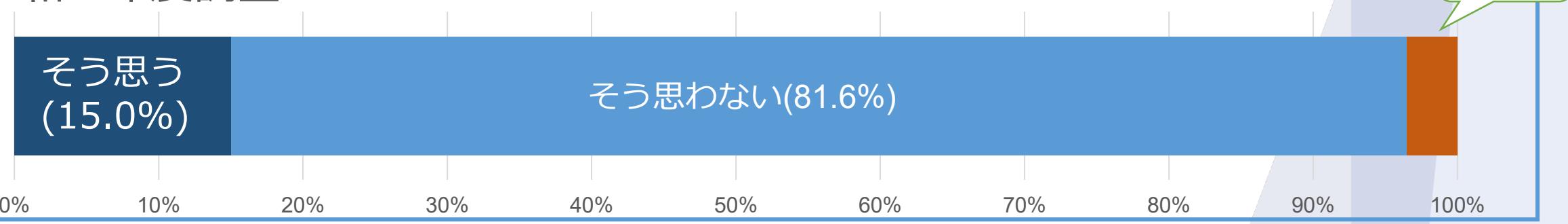
参考 県民ニーズ調査（基本調査）

今後10年くらいの間に、一人ひとりの人権が尊重され、差別がない地域社会になっている

令和5年度調査



令和4年度調査

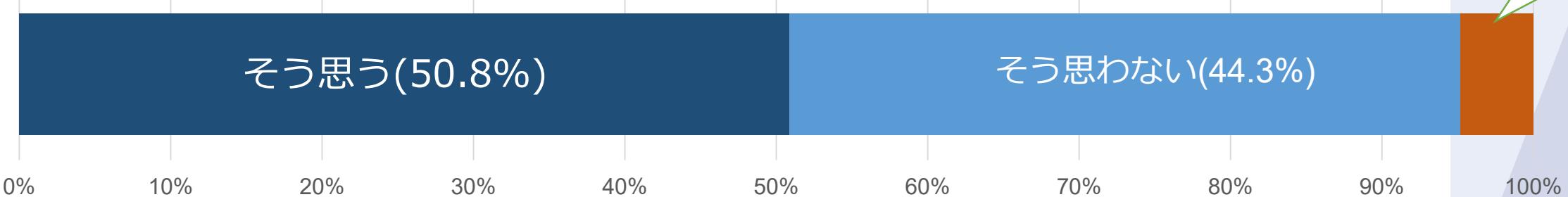


※端数処理の関係で合計が100%にならない場合があります

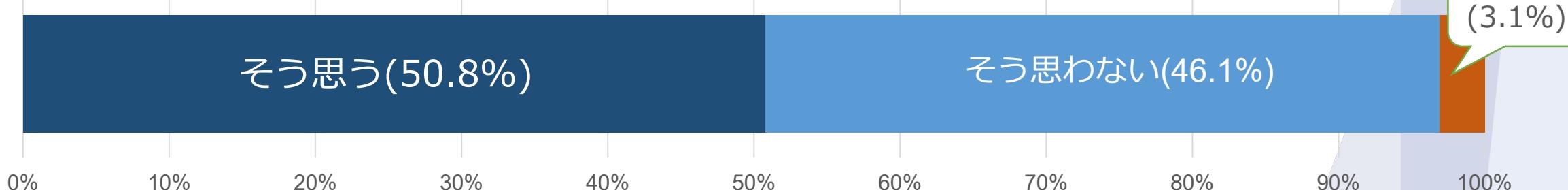
参考 県民ニーズ調査（基本調査）

いじめや差別は一人ひとりが思いやりの心を持ってばなくせるものだ

令和5年度調査



令和4年度調査

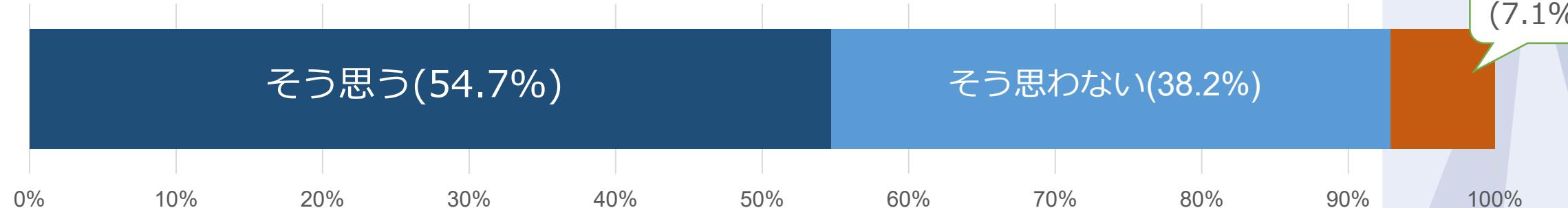


※端数処理の関係で合計が100%にならない場合があります

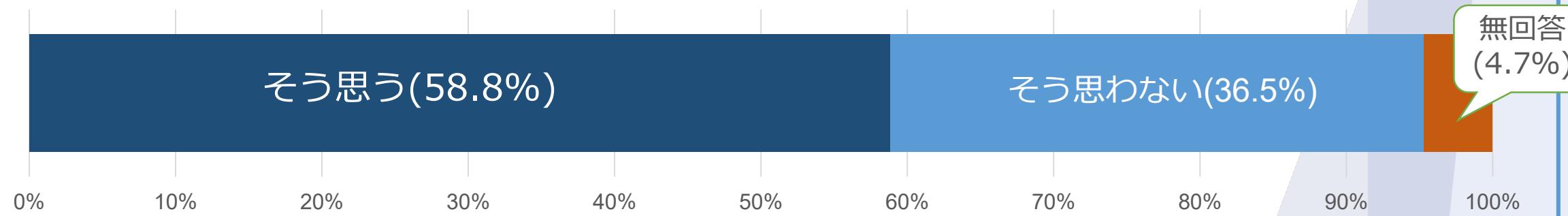
参考 県民ニーズ調査（基本調査）

神奈川県でくらす外国人も日本人と同じような権利をもつべきだ

令和5年度調査



令和4年度調査



※端数処理の関係で合計が100%にならない場合があります

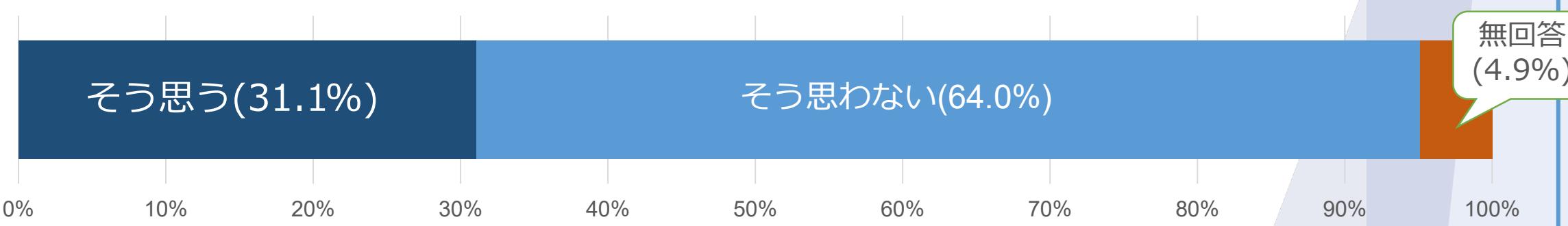
参考 県民ニーズ調査（基本調査）

今後10年くらいの間に、外国人にとっても暮らしやすい地域社会になっている

令和5年度調査



令和4年度調査



※端数処理の関係で合計が100%にならない場合があります

参考 令和5年度県民ニーズ調査（基本調査）

夫は外で働き、妻は家庭を守るべきだ

令和5年度調査



令和4年度調査



※端数処理の関係で合計が100%にならない場合があります

参考 令和5年度県民ニーズ調査（基本調査）

女性が働き続けるには、まだまだ厳しい世の中だ

令和5年度調査

そう思う(77.3%)

そう思わない
(18.7%)

無回答
(4.0%)

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%

令和4年度調査

そう思う(78.6%)

そう思わない
(19.2%)

無回答
(2.2%)

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%

※端数処理の関係で合計が100%にならない場合があります